

庁議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

庁議運営規程の一部を改正する訓令

庁議運営規程（昭和38年岩手県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(庁議に出席する職員等)</p> <p>第4条 次に掲げる職員は、庁議に出席しなければならない。</p> <p>(1) <u>政策企画部統括調査監</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(審議案件の送付)</p> <p>第7条 部局の長は、所管する事務について、庁議において審議すべき案件があるときは、その要旨及び資料<u>36部</u>を付議しようとする庁議の開催の日前3日（その日が休日に当たるときは、その前日）までに、政策企画部長に送付しなければならない。ただし、急施を要する案件については、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(庁議に出席する職員等)</p> <p>第4条 次に掲げる職員は、庁議に出席しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(審議案件の送付)</p> <p>第7条 部局の長は、所管する事務について、庁議において審議すべき案件があるときは、その要旨及び資料を付議しようとする庁議の開催の日前3日（その日が休日に当たるときは、その前日）までに、政策企画部長に送付しなければならない。ただし、急施を要する案件については、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。